

金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

■本庁市民課、
因島総合支所
市民生活課
■各種証明書(戸
籍・住民票・印
鑑証明・所得
証明)の発行、
マイナンバーカード・パスポートの受
け取りなど
※住所変更、パスポートの申請はでき
ません。

■市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)
※所得に関する証明については、事
前に担当課へご確認ください。

■収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)



平成30年7月豪雨災害による 宅地内土砂等の撤去申請は 12月28日(金)までです

広報おのみち9月号でお知らせした「宅地内土砂等撤去支援制度」
の申請手続きは、12月28日(金)までです。
次に該当する人は、期限内に手続きしてください。

【対象となるもの】

- ・半壊以上の家屋(集合住宅、店舗兼住宅含む)の解体、撤去
- ・倒壊の危険や生活環境保全上支障となる建物(空き家、事業所等を含
む)の解体、撤去
- ・宅地内に堆積した土砂・がれきの撤去
- 撤去が済んでいる場合は撤去費用を償還しますが、かかった費用の
全額が償還されるとは限りません。

【対象とならないもの】

- ・一部損壊以下の家屋の解体、撤去
- ・農地への堆積土砂の撤去
- ・浸水による床上、床下への堆積土砂撤去 など

- 宅地内土砂等対策班、各支所
- 宅地内土砂等対策班(☎0848-38-9666)

事業者の皆さん 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法
人(工場や商店などの経営、駐車場や
アパートなどの貸し付け、太陽光発電
設備を設置し売電している人など)の
うち、毎年1月1日現在、市内に償却
資産を所有している人は、平成31年
1月31日(木)までに申告してください。

■償却資産とは
土地・家屋以外の事業の用に供す
ることができる資産で、その事業のた
めに用いている構築物・機械・器具備
品などのこと。
※毎年申告している人には、申告書な
どを12月中旬に発送します。申告書
が届かない人や新たに申告が必要
な人は、ご連絡ください。

■資産税課
(☎0848-38-9164)

固定資産税・都市計画税は 毎年1月1日現在の所有者に 課税されます

所有権移転登記が1月1日(賦課期日)を越えたときは、次年度も旧
所有者に課税されます。固定資産を売買・相続等したときは、早めに法
務局で所有権移転登記をしてください。

●所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の
中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。

●平成30年1月2日以降に、土地や建物の利用状況を変更(宅地を畑
にしたなど)した場合や、建物を滅失した場合も届出をお願いします。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等として転用した場合、
宅地や雑種地として地目認定するため、評価額や税額が大幅に上が
ります。詳しくはお問い合わせください。

■資産税課
(☎0848-38-9162・0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係
(☎0845-26-6228)

尾道税務署の確定申告会場

設置期間
平成31年2月18日(月)~3月15日(金)
※2月17日(日)以前は、確定申告会場
を設置していません。
申告書等の作成相談が必要な人
は、2月18日(月)以降に申告会場へ
行ってください。

なお、郵送や窓口提出は、2月15
日(金)以前でも受け付けています。

■尾道税務署
(☎0848-22-2131)



中古住宅購入を考えている子育て世帯等の人へ 補助金と併用で【フラット35】の借入金利が 引き下げ可能になります

尾道市は、(独)住宅金融支援機構との協定を締結しました。
これにより、10月から受付を開始している「尾道市子育て世帯等取得支
援事業補助金」との併用で、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下
げることができるようになります。

金利引下げ期間 当初5年間
金利引下げ幅 【フラット35】の借入金利から年0.25パーセント
※補助金については、広報おのみち10月号か
市ホームページをご覧ください。
※【フラット35】については、住宅金融支援機
構ホームページをご覧ください。

■建築課(☎0848-38-9247)
■https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/blo_05.html#34onomichi
(住宅金融支援機構)



水道管にも防寒対策を

寒さが厳しくなると、水道管が凍結
して水が出なくなることがあります。
宅内の水道管が破裂した場合、修理費
用は自己負担となりますので、早めの
防寒対策を行いましょう。

■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで
水道管を覆い、ビニールテープを
巻くなどの方法が有効です。毛布
や布で覆う場合には、ぬれると逆
効果になるので、ビニールをかぶせるなどしてく
ださい。

■凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけて
ゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉
め、最寄りの市指定給水装置工事業者にご連絡
ください。各事業者は、市ホームページをご確認
ください。

■水道局庶務課(☎0848-37-8700)
水道局因島瀬戸田営業所
(☎0845-22-0499)



STOP!飲酒運転

飲酒運転は、悲惨な交通事
故を引き起こす可能性が高い
悪質な犯罪です。

年末年始にかけて、お酒を
飲む機会が増えることから、
飲酒運転による事故が増える
傾向があります。

一人ひとりが「絶対にしな
い、させない」ことを徹底し、
飲酒運転を根絶しましょう。



- 少量でも、お酒を飲んだら運転しない
- お酒を飲んだ人に車を貸さない
- 運転する人にお酒を勧めたり、強要しない
- 飲酒運転の車に同乗しない

■総務課(☎0848-38-9216)